

●香川県告示第111号

香川県人口移動調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県人口移動調査規程の一部を改正する規程

香川県人口移動調査規程（昭和51年香川県告示第526号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調査の目的) 第1条 香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）に基づく県の人口の移動状況を把握するための調査（以下「調査」という。）は、行政上の基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>(調査の目的) 第1条 香川県統計調査条例（昭和24年香川県条例第45号）に基づく県の人口の移動状況を把握するための調査（以下「調査」という。）は、行政上の基礎資料を得ることを目的とする。</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。